

議案第34号

臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和7年10月29日

提出者 調布市教育委員会

教育長 栗原 健

提案理由

調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令について、教育長が臨時代理により処理したので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第2項の規定により、提案するものです。

臨時代理の承認について

別紙のとおり、臨時代理により処理したので報告し、承認を求める。

臨 時 代 理 に つ い て

調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第1項の規定により、
調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令について臨時代理により処理する。

令和 7 年 9 月 30 日

調布市教育委員会

教育長 栗原 健

調布市教育委員会訓令第 号

課・室・所・館
市立学校

調布市立学校事案決裁規程（平成11年調布市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

調布市教育委員会

教育長 栗原 健

別表中、学校事務の管理に関すること。の部第3項第2号中「30万円」を「50万円」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の調布市立学校事案決裁規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
○調布市立学校事案決裁規程 平成11年9月24日教育委員会訓令第6号 改正 平成13年3月27日教委訓令第2号 平成14年3月27日教委訓令第1号 平成15年3月27日教委訓令第2号 平成18年3月24日教委訓令第6号 平成20年3月28日教委訓令第2号 平成20年7月1日教委訓令第6号 平成22年3月31日教委訓令第1号 平成22年6月30日教委訓令第4号 平成26年2月28日教委訓令第1号 平成26年3月28日教委訓令第2号 平成28年3月25日教委訓令第1号 平成29年3月23日教委訓令第1号 令和2年1月24日教委訓令第1号 令和3年3月26日教委訓令第1号 令和7年 月 日教委訓令第 号	○調布市立学校事案決裁規程 平成11年9月24日教育委員会訓令第6号 改正 平成13年3月27日教委訓令第2号 平成14年3月27日教委訓令第1号 平成15年3月27日教委訓令第2号 平成18年3月24日教委訓令第6号 平成20年3月28日教委訓令第2号 平成20年7月1日教委訓令第6号 平成22年3月31日教委訓令第1号 平成22年6月30日教委訓令第4号 平成26年2月28日教委訓令第1号 平成26年3月28日教委訓令第2号 平成28年3月25日教委訓令第1号 平成29年3月23日教委訓令第1号 令和2年1月24日教委訓令第1号 令和3年3月26日教委訓令第1号
調布市立学校事案決裁規程 第1条から第18条まで 略 附 則 1 この訓令は、平成11年10月1日から施行する。 2 調布市立学校長事案決裁規程（昭和54年3月31日調布市教育委員会訓令第5号）は、廃止する。 改正附則 略	調布市立学校事案決裁規程 第1条から第18条まで 略 附 則 1 この訓令は、平成11年10月1日から施行する。 2 調布市立学校長事案決裁規程（昭和54年3月31日調布市教育委員会訓令第5号）は、廃止する。 改正附則 略

改正後				改正前				
<u>附 則（令和7年 月 日教委訓令第 号）</u>								
1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。								
2 この訓令による改正後の調布市立学校事案決裁規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。								
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）				
項目	区分	決裁権者		項目	区分	決裁権者		
		校長	副校長			校長	副校長	
学校教育の管理に関すること。から学校施設の管理に関すること。 まで 略				学校教育の管理に関すること。から学校施設の管理に関すること。 まで 略				
学校事務の 管理に關す ること。	1から2まで 略			1から2まで 略				
	3 請負又 は委託に よる事業 及び物品 の購入等 に関する こと。	(1) 学校管理用消 耗品、学校管理用 印刷製本、備品等 修繕、来客用賄、 洗濯料、備品購入 費、補修用原材料、 教科・特別活動用 消耗品、保護者負 担軽減措置分消耗 品、教科特別活動 用印刷製本、ピア ノ調律代、給食用 消耗品、記念誌等 印刷製本、記念式 典賄、卒業証書筆 耕料、家庭科用ミ		3 請負又 は委託に よる事業 及び物品 の購入等 に関する こと。	(1) 学校管理用消 耗品、学校管理用 印刷製本、備品等 修繕、来客用賄、 洗濯料、備品購入 費、補修用原材料、 教科・特別活動用 消耗品、保護者負 担軽減措置分消耗 品、教科特別活動 用印刷製本、ピア ノ調律代、給食用 消耗品、記念誌等 印刷製本、記念式 典賄、卒業証書筆 耕料、家庭科用ミ			

改正後				改正前			
		<p>シン保守点検委託, 陶器焼成等委託, 教員用指導書等消耗品, 研究指定校消耗品, 保健用消耗品の発注に係る決定及び契約を依頼すること。</p> <p>(2) 1件<u>50</u>万円未満の契約に関すること。</p> <p>(3) 前2項の契約に係る支出負担行為及び支出命令に関すること。</p>				<p>シン保守点検委託, 陶器焼成等委託, 教員用指導書等消耗品, 研究指定校消耗品, 保健用消耗品の発注に係る決定及び契約を依頼すること。</p> <p>(2) 1件<u>30</u>万円未満の契約に関すること。</p> <p>(3) 前2項の契約に係る支出負担行為及び支出命令に関すること。</p>	
4 略				4 略			

備考 この表において「職員」とは、校長を除く学校に勤務する常勤の職員をいう。

備考 この表において「職員」とは、校長を除く学校に勤務する常勤の職員をいう。